

諮問番号：平成29年度諮問第52号

答申番号：令和元年度答申第5号

答 申 書

第1 審査会の結論

大阪府知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成29年4月28日付けで行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

平成29年2月〇日に〇〇〇病院で受診した診断書を確認したら、審査請求人の子（以下「本件児童」という。）のIQ値が前回の診断結果より数値が下がっている。また、年齢を重ねる毎に習熟力や運動能力において同年代の児童との差が今までよりも表れており、同一作業の集中力も欠如している。

以上の点から、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却が妥当である。

2 審理員意見書の理由

- (1) 審査請求人が有期再認定請求の際に処分庁に提出した平成29年3月1日付け特別児童扶養手当認定診断書（以下「本件診断書」という。）において、⑦知能障害等の1知的障害においては、「知能指数又は発達指数IQ〇〇」と記載されている。また、⑬日常生活能力の程度においては、すべての項目において「自立」やそれに相当するものと診断されており、⑭要注目度においても「3 ほとんど必要ない」と診断されている。さらに⑮医学的総合判定においては、「境界域発達遅滞で学習に支援を要する。」と記

載されている。本件診断書の記載内容と特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定について（昭和50年9月5日付け児発第576号厚生省児童家庭局長通知）の別添1特別児童扶養手当障害程度認定基準（以下「障害程度認定基準」という。）を照らし合わせると、「知能指数又は発達指数IQ〇〇」であり、2級相当には該当せず、日常生活における援助も自立しており、ほとんど必要ないと診断されているため、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。（以下「令」という。））別表第三に定める障害等級の2級の基準に該当しているとは言えない。

- (2) 審査請求人は審査請求書において、本件児童の障害状態を述べているが、本件診断書においては、そのことを読み取れるような記載はなく、本件児童の障害の状態は2級の要件を満たしておらず、本件診断書をもって判定医の審査判定に基づいた本件児童の障害の状態が2級に該当しないとして行った本件処分は、違法又は不当なものであるということとはできない。
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

平成30年2月22日	諮問書の受領
平成30年2月26日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：3月14日 口頭意見陳述申立期限：3月14日
平成30年3月2日	第1回審議
平成30年3月23日	審査庁から主張書面を受領（本件児童に係る平成27年5月〇〇日付け特別児童扶養手当認定診断書。以下「27年診断書」という。） 第2回審議
平成30年5月9日	第3回審議
平成30年5月18日	第4回審議
平成31年3月25日	第5回審議
平成31年4月18日	第6回審議
令和元年5月30日	第7回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

第2条 この法律において「障害児」とは、20歳未満であつて、第5項

に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。

2-4 (略)

5 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

第1条 (略)

2 (略)

3 法第2条第5項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表第三に定めるとおりとする。

別表第三 (第1条関係)

1 級	一一十一	(略)
2 級	一一十五	(略)
	十六	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	十七	(略)

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定について (抜粋)

別紙 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定要領

1 この要領は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 (中略) 別表第三に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであること。

2 障害の認定については、次によること。

(1) 法第2条第1項にいう「障害の状態」とは、精神又は身体に令別表第三に該当する程度の障害があり、障害の原因となった傷病がなおった状態又は症状が固定した状態をいうものであること。なお、「傷病がなおった」については、器質的欠損若しくは変形又は後遺症を残していても、医学的にその傷病がなおれば、そのときをもって「なおった」ものとし、「症状が固定した」については、症状が安定するか若しくは回復する可能性が少なくなったとき又は傷病にかかわりなく障害の状態が固定したときをいうものであり、慢性疾患等で障害の原因となった傷病がなおらないものについては、その症状が安静を必要とし、当該医療効果が少なくなったときをいうものであること。

(6) 各傷病についての障害の認定は、別添1「障害程度認定基準」により行うこと。(後略)

3 障害の状態を審査する医師について

(1) 都道府県又は指定都市においては、児童の障害の状態を審査するために必要な医師を置くこと。

別添1 特別児童扶養手当 障害程度認定基準

第7節 精神の障害

精神の障害による障害の程度は、次により認定する。

1 認定基準

精神の障害については、次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1級	(略)
2級	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(後略)

2 認定要領

精神の障害は、「総合失調症、総合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分する。(後略)

D 知的障害

(1) 知的障害とは、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に持続的な支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるものをいう。

(2) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1級	(略)
2級	知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの

なお、この場合における1級と2級の程度を例示すれば、標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下のものが1級に、おおむね50以下のものが2級に相当すると考えられる。

(3) 知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する。(中略)

(4) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録等）及び27年診断書

とんど必要ない」へ診断内容が変更されていることが確認でき、「日常生活の程度」についても本件診断書作成時には27年診断書作成時よりは援助の必要度の程度が軽減していることが推測できる。

これらの事実から、本件処分の基礎とされた本件診断書の作成時点において、本件児童の障害の状態は上記第5の1の法令等の規定の基準を満たしていないものとして、令別表第三に定める障害等級の1級及び2級のいずれにも該当しないと判定した本件処分については、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第4部会

委員（部会長）松村 信夫

委員 衣笠 葉子

委員 野田 崇